

令和6年度国府宮駅周辺まちづくり事業化方策等検討業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和6年度国府宮駅周辺まちづくり事業化方策等検討業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名等

業務名：令和6年度国府宮駅周辺まちづくり事業化方策等検討業務

業務場所：稲沢市松下一丁目地内ほか

業務期間：契約締結日の翌日から令和7年3月25日（火）まで

(2) 業務の目的

本市では、「国府宮駅東西の市街地が一体となり、歩いて暮らしやすい、にぎわいと活気生まれる“まちなか生活中心地”づくり」を基本方針とし、国府宮駅周辺再整備の検討を進めている。

平成28年度から検討を進めてきたが、令和4年度に鉄道高架化を一時凍結する方針を決定したことから、令和5年度に再整備の区域を見直し、「国府宮駅周辺まちづくり構想（構想図）」（以下「構想図」という。）を策定した。

本業務は、この構想図を基に、実現性の高いまちづくり計画の検討を行い、令和元年度に策定した「国府宮駅周辺再開発基本計画」の見直し計画（案）を策定するものである。

(3) 業務内容

別添「令和6年度国府宮駅周辺まちづくり事業化方策等検討業務仕様書」のとおり。

(4) 提案を求める内容

令和6年度国府宮駅周辺まちづくり事業化方策等検討業務仕様書第16条業務概要に沿って以下のテーマに関する提案をすること。なお、提案に際しては添付資料に示す「過年度の検討・協議の経緯」及び「構想図」を踏まえること。

○テーマ1 業務の実施方針

業務を効率的かつ的確に進めるため、業務内容を把握したうえで、具体的な工程を含めた業務実施手順及び検討体制について提案すること。

○テーマ2 駅前広場・道路整備の提案

国府宮駅西口では、駅にアクセスする自動車や道路を横断する歩行者等による交通の錯綜、さらに交差点が近接していること等から著しい交通混雑が発生している。また、当該駅は約20,000人/日の乗降客があるものの、通勤・通学の単なる通過点となっており賑わいが極めて乏しい状況にある。

このため、賑わい創出のまちづくりの視点を踏まえた具体的な交通処理対策案の提案を求める。

○テーマ3 駅ビル再構築の提案

本市としては、駅西口の駅前広場・奥田線整備に合わせて、駅ビルの再構築を想定しており、当該駅ビル内への市民交流施設導入を目指している。これらのことについて、国府宮駅の利用特性や駅周辺の地域特性を踏まえた提案を求める。

なお、提案にあたっては、その理由と考えられる効果について記述すること。

○テーマ4 土地共同化事業の提案

本市としては、駅西口の駅前広場・奥田線整備に合わせて、高度利用を図る土地共同化事業を想定している。このため、関係権利者に有益で当該事業を円滑に進めることができる事業実施方法についての提案を求める。

なお、提案にあたっては、その理由と考えられる効果について記述すること。

○テーマ5 国府宮駅周辺の賑わいまちづくりの提案

構想図では、国府宮神社及び参道という歴史的・文化的資源を活用した観光まちづくりによる新たな賑わいの創出を想定している。このことを踏まえ、実現性、継続性を考慮した具体的なアクションの提案を求める。

(5) 委託上限額

20,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和6・7年度稲沢市入札参加資格者名簿（設計コンサルタント）」の建設コンサルタント、都市計画及び地方計画に登録していること。
- (3) 参加表明書の提出日から優先交渉権者決定通知までの間、稲沢市指名停止取扱要領第3条による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 「稲沢市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者

については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っていないこと。
- (7) 募集開始時点より最近の2年間において、法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税の滞納していないこと。（徴収猶予を受けている時は滞納していないものとみなす。）
- (8) 過去5年間において、受注者として国、又は地方公共団体より発注された市街地再開発事業及び駅前広場整備に関する業務実績（同一業務でなくてもよい）を有する者。
- (9) 手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 担当部局

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地（稲沢市役所第2分庁舎1階）
稲沢市まちづくり部都市計画課国府宮駅周辺整備グループ
電話 0587-32-1486 電子メール toshi@city.inazawa.aichi.jp

4 参加表明書の提出について

本プロポーザルの参加希望者は、以下のとおり参加表明書の提出を行うこと。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1その1）
 - イ 登録状況（様式1その2）
 - ウ 保有する技術職員の状況（様式1その3）
 - エ 同種又は類似の業務の実績（様式1その4）
 - オ 業務の実施体制（様式1その5）
- (2) 提出期間
令和6年4月24日（水）から令和6年5月7日（火）午後5時まで
- (3) 提出先
3に同じ。
- (4) 提出方法
参加表明書は電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は「参加表明書（商号又は名称）」とし、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。
- (5) 提出書類の作成について
 - ア 登録状況（様式1その2）
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況について記載すること。
 - イ 保有する技術職員の状況（様式1その3）
保有する技術職員の状況について記載すること。なお、1人の職員が2以上の業務に従事する場合は、主たる業務のみに記載し、重複記入は行わないものとする。又、有資格者数の資格名称を記載するものとする。

ウ 同種又は類似の業務の実績（様式1その4）

当該業務と同種又は類似の業務の実績を記載すること。記載する同種又は類似の業務の実績の件数は最大3件とする。

なお、同種業務とは、テクリス業務体系一覧における都市・地域計画及び都市整備分野のうち「都市施設 調査・計画 広場等公共空地」と「都市（市街地）開発 調査・計画 都市再開発事業」を同一業務内で実施した業務とし、類似業務とは、いずれかを含む業務とする。

エ 業務の実施体制（様式1その5）

（ア）配置予定の管理技術者

配置予定の管理技術者について記載すること。なお、「現在の手持ち業務」欄には、履行中の全業務（発注者が稲沢市以外の業務も含む。）を記載するものとする。

（イ）再委託の予定

再委託する予定がある場合は記載すること。

（ウ）技術協力等の予定

学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合は記載すること。

5 技術提案書の提出等

本業務の技術提案書は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 技術提案書（様式2その1）
- イ 業務実施体制（様式2その2）
- ウ 予定技術者の経験等（様式2その3）
- エ 業務実施方針及び提案内容（様式2その4）
- オ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期間

令和6年4月24日（水）午前9時から令和6年5月23日（木）午後5時必着
なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 提出場所

3に同じ。

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）。

(5) 提出部数

8部

(6) 提出書類の作成について

ア 共通事項

（ア）各様式はA4版とし、記載文字（図表を含む。）は10ポイント以上とする。

（イ）各様式の項目で記入事項がないときは空欄とせず「なし」を記入すること。

(ウ)会社名が入った用紙等は使用しないこと。

イ 業務実施体制（様式2その2）

配置予定の技術者の担当する業務内容について記載すること。なお、担当技術者は、想定される分野毎に代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載すること。

ウ 予定技術者の経験等（様式2その3）

予定技術者の経験等について下記のとおり記載すること。

(ア)同種又は類似の業務の経験については、令和元年度以降に業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り最大3件とする。

なお、当該業務の同種又は類似業務については、4(5)ウと同様。

(イ)手持ち業務の状況については、履行中の全業務（発注者が稲沢市以外の業務も含む。）を記載するものとする。

(ウ)担当技術者は、上記イで記載した者のうち、主要と判断する分野を担当する技術者1名について記載する。

(エ)同種又は類似の業務の経験欄に記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

エ 業務実施方針及び提案内容（様式2その4）

業務実施方針及び提案内容は、業務内容全体に対して記載し、A4版で10枚以内とすること。なお、テーマが変わる時は次のページに移行すること。

オ 参考見積書（任意様式）

(ア)技術提案書をふまえ、必要な経費を算出し参考見積もりとして提出すること。

(イ)公表されている歩掛等を使用できるものは使用すること。

(ウ)作業内容が確認できるように、項目ごとに歩掛等をできるかぎり明示すること。

(エ)参考見積書は業務内容全体に対して作成すること。

6 質問

技術提案書提出にあたっての質問がある場合は、以下のとおり行うこと。

(1) 受付期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月7日（火）午後5時まで

(2) 提出先

3に同じ。

(3) 提出方法

質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。なお、メールの件名は「プロポーザル質問（商号又は名称）」とし、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。

(4) 回答は、令和6年5月10日（金）までに参加表明者全員にメールで通知する。

7 優先交渉権者の特定

(1) プレゼンテーション

ア 提案者が技術提案書に関するプレゼンテーションを行い、それに対して市職員による選定委員が、取組姿勢、技術提案書の内容、セールスポイント等についてヒアリングを実施する。

イ 出席者は4名以内とする。

ウ 提案者からの説明は20分、質疑応答10分の計30分とする。

エ 技術提案書類等については、プロジェクタを使用して投影することが可能。利用を希望する場合は、技術提案書類提出時に申し出ること。

オ プロジェクタとスクリーンは市で用意する。

(2) 実施日 令和6年6月3日（月）（予定）

場所・時間については、令和6年5月24日（金）までにメールで通知する。

(3) 審査

選定委員が提案内容に対し、別表「技術提案書の評価項目及び評価基準」に基づき総合的に評価を行い、評価項目1及び2それぞれで6割以上の評価点を得た提案者のうち、最も点数が高い者を優先交渉権者として選定する。また、選定すべき提案者が1者の場合も、同様の選定方法を適用する。

評価点が同一の場合には、提出された見積金額が低い提案者を上位とする。

(4) 審査結果の通知・公表

審査結果については、プレゼンテーションを行った提案者に文書にて通知する。併せて、優先交渉権者を市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、審査結果に対する問合せには一切応じない。

8 公告から優先交渉権者特定までのスケジュール

本業務の公告	令和6年4月24日（水）
参加表明書の提出期間	令和6年4月24日（水）～令和6年5月7日（火）午後5時
質問の受付期間	令和6年4月24日（水）～令和6年5月7日（火）午後5時
質問に対する回答	令和6年5月10日（金）（予定）
技術提案書の提出期間	令和6年4月24日（水）～令和6年5月23日（木）午後5時
プレゼンテーション	令和6年6月 3日（月）（予定）
優先交渉権者の特定通知	令和6年6月 4日（火）（予定）

9 契約の締結

- (1) 選定した優先交渉権者と本市が協議し、契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議により決定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとする。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の提案者と協議を行うこととする。

10 その他留意事項

- (1) 優先交渉権者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には決定を取り消す。

- ア 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合
- イ 技術提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 稲沢市指名停止取扱要領第8条に該当する場合

- (2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格とする。

- ア 技術提案書に虚偽内容が記載されていた場合
- イ 審査の公平性を害する行為を行った場合
- ウ 技術提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- エ 見積金額が委託上限額を上回った場合

- (3) 提出書類の扱い

提出書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属し、技術提案書については、著作権保護の観点から稲沢市行政情報公開条例（昭和 58 年稲沢市条例第 16 号）第6条第1項第2号に基づき、情報公開の対象から除外するものとして扱う。ただし、契約を締結することになった提案者の技術提案書については、本事業の範囲において公表できるものとする。

市からの指示があった場合を除いて、技術提案書を提出した後は、変更、差替え及び再提出は認めない。

提案者が提出した技術提案書は返却しない。

- (4) 費用負担

このプロポーザルへの参加に関する費用はすべて提案者の負担とする。

- (5) 辞退

参加表明後、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第4）を電子メールにより提出すること。メールの件名は「辞退届（商号又は名称）」とし、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。

なお、辞退した場合においても技術提案書は返却しない。

別表 技術提案書の評価項目及び評価基準

評価項目	評価項目の着目点		配点	評価基準	評点	
1 予定技術者の 経験及び能力 と会社の業務 実績	管理技術者	技術者が有する技術者資格 及びその専門分野の内容	4	技術士（建設部門「都市及び地方計画」）を有する	4	
				RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）を有する	2	
				上記以外	0	
		過去5年間（令和元年4月 以降に完了した業務）に担 当した同種又は類似業務の 実績	4	同種の業務実績を有する	4	
					類似する業務実績を有する	2
					なし	0
	業務の繁忙度	2	10件未満	2		
			10件以上	0		
	担当技術者	技術者が有する技術者資格 及びその専門分野の内容 （※主たる担当技術者につ いて評価を行う）	4	技術士（建設部門「都市及び地方計画」）を有する	4	
				RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）を有する	2	
				上記以外	0	
		過去5年間（令和元年4月 以降に完了した業務）に担 当した同種又は類似業務の 実績 （※主たる担当技術者につ いて評価を行う）	4	同種の業務実績を有する	4	
					類似する業務実績を有する	2
					なし	0
担当技術者の複数従事体制	2	本業務に従事できる担当技術者を2名以上配置できる	2			
		本業務に従事できる担当技術者を2名以上配置できない	0			
会社	過去5年間（令和元年4月 以降に完了した業務）の同 種又は類似業務の実績	5	同種の業務実績を有する	5		
			類似する業務実績を有する	3		
合計			25			
2 業務実施方針 及び技術提案	業務実施方針	テーマ1 業務の取組方針	15	①業務内容の理解度 ②業務実施手順 ③検討体制		
		テーマ2 駅前広場・道路整備の提案		20	①交通処理対策案の妥当性 ②賑わい創出の視点	
	技術提案	テーマ3 駅ビル再構築の提案	10	①駅の利用特性や駅周辺の地域特性の妥当性 ②提案の理由、効果		
		テーマ4 土地共同化事業の提案		10	①事業実施方法の妥当性 ②提案の理由、効果	
		テーマ5 国府宮駅周辺の賑わいまち づくりの提案		10	①実施方法の妥当性 ②実現性、継続性	
		合計		75		
総合計			100			

I 国府宮駅周辺まちづくりの検討経緯

国府宮駅周辺まちづくり基本計画（平成31年3月）

再整備コンセプト

『大都市名古屋の近郊で、緑と歴史を身近に感じられるまち・国府宮』
国府宮駅東西の市街地が一体となり、歩いて暮らしやすい、賑わいと活気生まれる

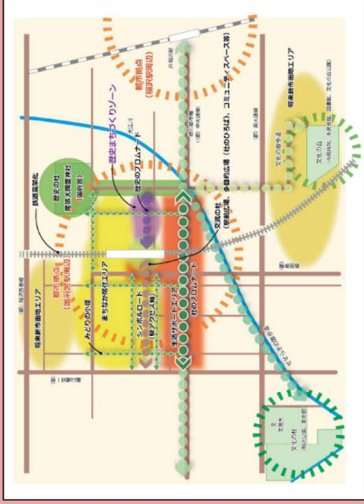
“まちなか生活中心地”づくり

- ◎本市の玄関口であり都市全体のイメージを象徴する国府宮駅前において、居住の場の確保及び魅力アップのために必要な要素（生活サポート・質の向上）を備えたまちづくりを展開
- ◎玄関口として多くの人々が集う国府宮駅前において、ふれあい・交流の場の確保及び駅東西の市街地が一体となり、歩いてまちの魅力を楽しめるまちづくりを展開
- ◎公共交通利便性の活用・充実、住む人が長く住み続けられることができる・住み続けたいような「安心・安全」の確保。
- ◎まちへの誇りや愛着心を育む地域固有の歴史や文化等を活かしたまちづくりを展開

再整備基本方針

長期ビジョン

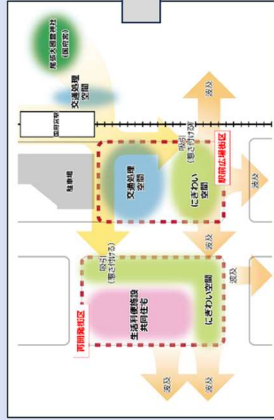
【鉄道高架時の長期ビジョンまちづくり方針の展開イメージ】



国府宮駅周辺再開発基本計画（令和2年3月）

- ◎駅西側においては駅前広場の整備改善、駅東側においては、歴史まちづくりゾーンの交通処理空間を確保。
- ◎駅西側の駅前広場の整備改善にあたっては、駅利用者や国府宮神社参拝客を惹き付ける安全で快適な交通処理空間に加え、交流・にぎわい創出に寄与する空間を確保。
- ◎駅前広場の整備改善と一体的な整備が可能な西側街区（再開発街区）では、市民・駅利用者の日常生活を支える機能の受け皿を確保。
- ◎駅前広場の改善や受け皿施設の整備にあたっては、稲沢市、国府宮駅周辺の個性を感じられるデザインや機能（観光案内所等）を導入。

【短期的なまちづくりの方針（国府宮駅西口）】



短期ビジョンの継承

再整備短期ビジョン（駅西口再開発）

- 令和3年度：権利者意向調査、鉄道高架化費用便益分析、中心的作用を担う人材の発掘困難、鉄道高架化の一時的凍結
- 令和4年度：名鉄との協議開始、短期における国府宮駅まちづくりに対する協力依頼

■令和5年度追加検討事項

- 名鉄駅ビル、民間駐輪場を含む駅前整備（事業検討区域の見直し及び新駅ビルの導入機能の検討）
- 鉄道東西地区を繋ぐ橋上駅舎の利便性向上・自由通路を活用した歩行者軸の整備
- 駅東口地区の広場整備及び観光まちづくり

■令和5年度見直し案の構成

1. 東西駅前広場及び自由通路計画の検討
2. 奥田線及び駅東歩車共存道路整備計画の検討
3. 駅前導入機能の検討（公益、商業、住宅、観光等）
4. 整備手法及び整備区域・手順の検討

Ⅲ 国府宮駅周辺まちづくり構想（構想図）

